

令和2年度（2020年度）第8回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2020年11月25日（水）午後1時30分開会
オンライン開催

1. 開 会

○事務局（武田課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第8回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

本日は、11月17日に新たな新型コロナウイルス感染症対策が示され、急遽、感染リスク低減の観点からZOOMを用いたオンラインでの開催とさせていただくこととしました。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、会場出席が会長と澁谷委員の2名、オンラインでの出席が12名、合わせて14名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（武田課長補佐） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹花よりご挨拶を申し上げます。

○竹花環境計画担当課長 皆様、お疲れさまです。

環境計画担当課長の竹花です。

本日は、お忙しい中を審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

今回の審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が、道内をはじめ、全国的に増加している状況が続いており、道独自の警戒ステージも引き上げられたことなどから、感染リスクの低減、感染防止の観点により、オンライン会議とさせていただいたところですが、直前の判断となりましたことにご理解いただければと思います。

また、このような状況の中ではありますが、先週、本日の議事となっております宗谷岬風力発電事業の現地調査を事業者のご協力のもと実施し、天候がちょっと心配されましたけれども、無事終了することができました。当日、参加していただきました会長並びに委員の皆様には、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

さて、本日の議事ですが、ご案内しておりますとおり、風力発電事業の配慮書2件、準備書1件の計3件となっております。このうち、配慮書2件につきましては、答申文（案）などについてご審議いただく予定としております。

本日は、オンライン会議のため、対面での会議と比べ、やりにくいところもありますが、委員の皆様には、これまでと同様、慎重な審議をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日もよろしく願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（武田課長補佐） 進行は、武田が務めさせていただきます。

事前にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1から資料1-3、資料2-1から資料2-4、資料3-1と資料3-2、最後に、委員手持ちとして、番号は振っておりませんが、洋上風力発電の知事意見の各案件ごとの比較表がございます。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、3件です。

議事(1)は、2回目の審議となる(仮称)石狩湾沖洋上風力発電所建設計画計画段階環境配慮書についてです。株式会社JERAによる事業です。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明、皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しています。

議事(2)は、2回目の審議となる(仮称)石狩聚富風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明、皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しています。

議事(3)は、1回目の審議となる(仮称)宗谷岬風力発電事業更新計画環境影響評価準備書についてです。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は、山下会長にお願いいたします。

3. 議 事

○山下会長 それでは、始めたいと思います。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づき、本日の議事録に署名する2名の委員を指名します。

本日は、秋山委員と澁谷委員を指名します。

よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議事(1)は、本日2回目の審議となる(仮称)石狩湾沖洋上風力発電所建設計画計画段階環境配慮書についてです。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明をお願いします。

○事務局(塚本主査) 塚本よりご説明を申し上げます。

それでは、資料1-1から1-3と灰色の図書をご用意ください。

本配慮書は、石狩湾における洋上風力として4件目になりますので、これまでの審議と重複する内容については、省略して説明させていただきます。

最初に、資料1-1をご覧ください。

2次質問とその回答ですが、2問に絞ってご紹介したいと思います。

最初に、11ページの4-3をご覧ください。

海域の植物について計画段階配慮事項に選定していないことに関する質問です。

1次質問の②におきまして、環境省の報告書では、沿岸の洋上風力については評価項目として選定することが適当とされることを指摘しましたが、具体的な回答がありませんでしたので、2次質問の②として改めて説明を求めました。これに対して、事業者からは、今回の区域が沿岸か沖合かを区分することは難しいが、文献調査で確認された藻場は、事業実施想定区域の外であることや、区域内の底質は藻場の分布環境として好適ではないことから、重大な影響は及ばないと考え、選定しないこととしたとのことです。

次に、16ページの4-29をご覧ください。

2次質問のところですが、陸域に生息する動物への影響について、その影響を回避、低減するための今後の風車の配置等の検討に関する質問です。

各段階で弾力的に検討ができるよう、方法書段階では、複数の配置を想定して手続を行うなどの工夫が必要ではないか、準備書段階の予測結果に十分対応できるような配置計画は可能であるのかを質問しました。これに対して、事業者からは、方法書以降の段階で示すことができる範囲や手続の進め方については、今後の現地調査の結果を踏まえて検討していくとのことです。

簡単ですが、資料1-1については以上とさせていただきます。

続いて、資料1-2をご覧ください。

関係市長の意見になります。

こちらも基本的にはこれまでと同様でございますので、主な変更点のみをご説明いたします。

まず、石狩市長の意見ですが、意見の構成や求める内容は、これまでどおりでございます。

加えられた点としては、3ページ目の最後の景観の2行目になりますが、石狩浜海水浴場への影響の懸念について、新たに記載が追加されています。

それから、次の小樽市長意見については、最近の例とほぼ同じ内容でございます。

次に、札幌市長の意見ですが、各論の景観のところは1点変更がございます。これまで、自然、文化、歴史など、その地域における景観の特徴に関する情報収集などを求める意見が記載されていましたが、今回は削除されております。

関係市長意見については、以上とさせていただきます。

続いて、答申文(案)たたき台についてですが、その前に図書の22ページをご覧ください。

こちらの図は、先行案件の事業実施想定区域が赤、黄緑、青で示されております。今回の事業の区域は黒いラインで示されているところですが、青色の丸の16番、石狩・厚田洋上と共通点が多くなっています。沖のほうは水深約50メートルまでの範囲、南側は漁業権の設定海域界までの範囲となっています。

また、どちらも陸域から離れていますが、本事業のほうは海岸近くまでを区域に含んでおります。

こうした点を踏まえまして、本事業のたたき台につきましては、石狩・厚田洋上の答申をベースに作成させていただいております。

お配りしています答申の比較表と併せてご覧いただければと思います。

それでは、資料1－3をご覧ください。

答申文（案）たたき台になります。

まず、前書きにつきましては、事業の概要などのほかは、石狩・厚田洋上と同じ記載としております。

次に、1の総括的事項ですが、こちらも基本的には同じ構成でございます。

(1)は、従来と同様に、今後の検討に当たっての基本的な事項を記載しています。

(2)も、これまでと同じく、区域設定に関する検討過程の説明が不十分で分かりにくいことを指摘し、改善を求める意見となっております。

(3)は、計画段階配慮事項として選定されていない項目についてです。

海域の植物、水の濁り、流向・流速、水中音、生態系などについて影響が懸念されることを指摘し、今後は、影響を受けるおそれがある項目については、漏れなく評価項目として選定することなどを求める内容でございます。本配慮書では、海域の植物について選定されていませんでしたので、この点を追加しております。

続いて、(4)は累積的影響について、(5)は石狩市のゾーニング計画の関係、(6)は相互理解の促進に努めることなどを求める意見でございます。

(7)は、インターネットによる図書の公表についてです。

本事業では、縦覧の終了後も図書のあらましがインターネットで公開されており、一定の配慮が認められますが、さらなる利便性の向上に努めることを求める意見としたいと考えております。

続いて、2の個別的事項ですが、(1)から(3)の動物、植物、生態系につきましては、ほかの案件と区域及びその周辺の状況や懸念される事項が共通しておりますので、これまでの審議を反映させていただくこととし、文言調整のほかは、直近の石狩・厚田洋上と同じ意見とさせていただいております。

今回、事務局で変更しました点としては、動物のアの3行目のところになりますが、石狩湾一帯を含む沿岸域としていたところを石狩湾一帯を含む海域としております。

質問のやり取りでもございましたが、沿岸に該当する範囲については、明確な定義がなく、使用される場面などによっても違いがあると思われまますので、齟齬が生じないよう海域とさせていただいたものでございます。

それから、石狩・厚田洋上の答申において、個別的事項に生態系を加えましたので、本事業についても同じ対応としていきたいと考えております。

最後に、(4)の景観ですが、こちらも基本的には従来どおりです。

アは眺望点の選定などについてですが、本配慮書では、自然環境の観点のみからの選定と見受けられましたので、この点の指摘を追加しています。

イは景観への影響などについてですが、石狩・厚田洋上と比べますと、陸域に近く、場所によっては垂直見込み角が大きくなると予測されますので、この点を追加した意見としております。

たたき台については、以上とさせていただきます。

ご審議について、よろしく願いいたします。

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○奈良委員 事務局からの配慮書なのでという返答が分かった上で、同じことを申し上げます。

たたき台の一番最後の景観のイのところですが、2か所に重大な影響を及ぼすおそれがあるという文言があります。ここの部分は、重大な影響を及ぼすで切るか、または、及ぼすと考えられるというふうに強く言うことはできないのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 返答が分かった上でのご質問ということですが、配慮書段階では、風車の配置や意匠が決まっておらず、あまり断定的な言い方はできないという考えで、前回と同じような表現にさせていただいています。断定的な言い方をするのは、それなりの状況が明らかにならないと難しいことから、事務局としてはこの案でいきたいと考えているところです。

○山下会長 ほかにございせんか。

○秋元委員 内容に関わるのではなく、文章上のことについてです。

個別的事項の（3）の生態系のところは、一番最初の文の「本配慮書では」の次に括弧が来ていますが、この括弧は取って、「海域の生態系については」の後に括弧をつけたらどうでしょうか。括弧の中は、これこれの理由からというように理由を示すようにしたほうが、文としては分かりやすいかなと思ったのですが、いかがですか。

○事務局（武田課長補佐） そのほうが文章としてより正しいと思いますので、委員のご指摘のように直したいと思います。

○山下会長 ほかにございせんか。

○押田委員 小さいことなのですが、答申文の個別的事項の動物のところについてです。

5行目の「海生生物」と7行目の「海棲哺乳類」という言葉ですが、難しいほうの棲息の「棲」とするか、それこそ簡単なほうの海生の「生」とするかについては、特に使い分ける必要がないので、統一しておいたほうが文言としてはいいかと思います。いかがでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 前回の案件のときにも議論があつて、事務局では、それぞれ一般的に使われている漢字が「海生生物」と「海棲哺乳類」かと思い、わざと使い分けたところです。

河野委員、三谷委員は、それぞれ海の生物の専門家として、どういう使い方がふさわし

いと感じますでしょうか。

○三谷委員 私は「海棲哺乳類」を使うのですが、ほかの人は「生」のほうも使うので、好きなほうを使っていたとすることで構わないと思います。

○河野委員 私のイメージとしては、「生」ではなく、「棲」のほうが哺乳類の大きな生物かなという気がします。

上の段の「海生生物」は、ネズミイルカだけではなく、ほかにもあるため、「などの」と書いてあるので、ここは「生」でいいのかなと思いました。

○事務局（武田課長補佐） 今お2人からご指摘をいただいたところですが、河野委員がおっしゃったとおり、上の「生」のほうは、哺乳類以外のものも含め、「生」にしたのです。

下の「棲」のほうは、ここでは特に海にすむ哺乳類を指すので、「棲」にしたわけですが、三谷委員からは、どちらも使うというような指摘を受けましたので、もしそろえたとしたら、「生」のほうになるのでしょうか。そのほうが一般の方が目にしたときに混乱がないかも知れません。学術的には「棲」を使うことが多いような気がします、が、「生」も使うというご指摘もありましたので、どちらがいいでしょうか。ちょっと迷います。

○三谷委員 「海セイ生物」ではなく、「海洋生物」では駄目なのですか。「海セイ生物」だと、「棲」にするか、「生」にするかというのがありますが、「海洋生物」のほうが一般的な言葉かもしれないですね。

○事務局（武田課長補佐） そうですね。「海洋生物」のほうが、海上にいるものを含めて、海洋という雰囲気が出るように感じましたので、私は適切かなと思ったのですが、ほかの委員はいかがでしょうか。

○山下会長 押田委員、どうぞ。

○押田委員 言い出しっぺの押田ですけれども、「海洋生物」は、とてもしっくりくるような感じがします。一般の方がぱっと見たときに、混乱せずに明確に理解できる言葉遣いが一番いいと思いますので、「海洋生物」でよろしいのではないかと思います。

○事務局（武田課長補佐） 河野委員は、「海洋生物」で違和感はないでしょうか。様々な生物を含むイメージで捉えられますか。

○河野委員 特にございませぬ。「ネズミイルカなどの」と、ここには1種類しか書いていないのですけれども、ほかになにかあれば書き足せばいいのかなと思いましたけれども、哺乳類だけ書いてあるから少し違和感が出てきたのですけれども、私は思いつきませぬ。ごめんなさい。

○事務局（武田課長補佐） それでは、今の皆様のご意見から、上の「生」のほうは、とりあえず「海洋生物」とさせていただきますが、この議論の後、思いついたことがあれば、別途、ご意見をいただければと思います。

○山下会長 ほかによろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○山下会長 まとめますと、個別的事項の(1)のアの5行目の「海生生物」を「海洋生物」に変えることと、(3)の生態系の1行目については、最初の括弧の部分「海域の生態系については」の後に移すということで、以上の2点を修正したいと思います。

○事務局(竹花環境計画担当課長) 前書きにも「海生生物」とありますね。

○山下会長 前書きの2段落目にも「海生生物」とありますので、その部分も「海洋生物」に修正することにしたいと思います。

以上の修正でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山下会長 それでは、その他、最終的な文言修正等は、私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山下会長 了承されましたので、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、議事の2に移ります。

本日2回目の審議となる(仮称)石狩聚富風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明をお願いします。

○事務局(秋山技師) 事務局の秋山です。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、資料2-1につきまして、2次質問とその事業者回答について、抜粋して説明させていただきます。

2ページの質問番号2-7をご覧ください。

本事業における事業実施想定区域のほぼ全てが石狩市のゾーニング計画における環境保全エリアであるという現状を踏まえまして、今後、石狩市とどのように協議、調整を図るのかを質問いたしました。これに対して、事業者からは、ゾーニング計画は、計画書に記載のとおり、情報提供を目的にしていると認識している、また、計画書で留意が促されているとおり、計画書を作成する際の調査収集時点の情報であることから、参考としつつも、事業を計画するに当たっては、事業者が改めて調査検討をしていくことが必要と考えている。ゾーニング計画における環境保全エリア、調整エリアAについては、そのエリアに指定された理由を考慮し、関係者との協議を進め、風車の設置検討が可能な範囲を整理し、協議結果を踏まえ、配置の可否を判断する方針であるとのことでした。

この回答内に関係者との協議及び協議結果を踏まえた配置の可否の判断とありますので、知事意見では、市との引き続きの十分な調整を求め、その上で可否を判断していただきたいと考えております。

次に、5ページの質問番号3-36をご覧ください。

景観資源について、本配慮書では、自然環境の観点からのみ選定されていたため、歴史的、文化的な観点からの選定も必要ではないかを質問いたしました。これに対して、事業者からは、方法書以降では、関係市町に聞き取りを行い、必要に応じて選定するとのことでした。

次に、7ページの質問番号3-30をご覧ください。

植物に係る外来種への対策について質問いたしました。これに対して、事業者からは、事業による改変箇所内に広く分布が認められ、本事業により、この外来種が拡散する場合、対策を検討するとのことでした。

次に、同じページの質問番号4-1をご覧ください。

1次質問の②に続きまして、本事業実施想定区域の周辺の地域の他事業計画において、住民から超低周波音に係る不安の声が生じている現状を踏まえ、本事業では、どのような時期にどのような対応を想定しているのかについて質問いたしました。これに対して、事業者からは、現地調査を実施し、調査結果について、準備書段階以降の住民説明会等において住民に説明する予定とのことでした。

続きまして、8ページの質問番号4-4をご覧ください。

騒音に係る住居等からの離隔のみでは判断できないとの1次回答を受け、どのように事業計画を検討していくのかについて質問いたしました。これに対して、事業者からは、環境省の指針に従って、現地調査、予測、評価し、指針の値との整合を取るよう配置等を検討するとのことでした。

同様の質問として、9ページの質問番号4-10をご覧ください。

先ほどは騒音についてでしたが、ここでは、風車の影について、住居等からの離隔のみでは判断できないとの1次回答を受け、どのように計画を検討していくのかを質問しました。これに対して、事業者からは、同様に環境省の報告書に記載されている指針の値と整合を取るよう配置等を検討するとのことでした。

次に、11ページの質問番号4-23をご覧ください。

①では、保安林など、自然環境のまとまりの場合は、区域から除外すべきと考えるが、事業実施想定区域に含める必要性は何かを質問いたしました。これに対して、事業者からは、関係機関と協議することにより、利用可能性の有無が確認できると考え、事業の可能性のある範囲については、事業実施想定区域として含めているとのことでした。

続きまして、12ページの質問番号4-31をご覧ください。

景観につきまして、フォトモンタージュの作成に関する1次回答に対し、地元住民との相互理解への重要性や、事業実施想定区域及びその周辺に計画中の他事業があるため、累積的影響評価について2次質問をいたしました。これに対して、事業者からは、必要に応じて、情報提供や説明などにより地元住民との相互理解に努める、また、評価書段階で、周辺の他事業の計画熟度に応じて、可能であれば、景観に対する累積的影響評価を予測、

確認できる資料を作成するとのことです。

一部ですが、以上が2次質問及び事業者回答になります。

続きまして、資料2-2の説明は省略させていただき、資料2-3の関係市町長意見について概要を説明いたします。

関係の自治体は、石狩市と当別町になります。

まず、石狩市長の意見ですが、総括的事項、個別的事項の順に記載がございます。

総括的事項の一つ目の点に、市のゾーニング計画を踏まえ、環境保全エリアでの事業は行わないほか、調整エリアにおいても各配慮事項に応じた検討、調整を十分に行うこと、二つ目の点については、ウェブ上での縦覧期間の延長や印刷を可能とすることなどを求める内容となっております。

次に、個別的事項について、騒音及び超低周波音、重要な地形及び地質、風車の影、動物、植物、景観の項目について述べられております。

それぞれの項目についてのご説明は省略させていただきますが、例えば、騒音及び超低周波音の項目では、超低周波音についての調査や累積的影響評価の実施、それらの結果を踏まえた影響を回避、低減することなどが記載されております。

続きまして、当別町長の意見をご説明いたします。

総括的事項では、今後、想定区域や発電設備の配置を明確にし、最新の知見や専門家等の意見を踏まえるなどして、十分な調査と慎重な予測及び評価を実施することが述べられております。

次に、個別的事項では、騒音及び超低周波音、風車の影、動物、植物、景観の項目について述べられております。

こちらも全ての詳細の説明は省略させていただきますが、騒音及び超低周波音、風車の影の項目では、2キロメートルの範囲に存在する住居等の数に触れた上で、生活環境への影響の回避、低減を求めています。

また、最後の景観の項目では、風力発電機等の配置等の絞り込みができた段階で予測及び調査を実施し、結果を踏まえて影響を回避、低減することなどが記載されております。

これで資料2-3の説明を終了させていただきます。

続きまして、資料2-4の答申文(案)たたき台についてご説明いたします。

まず、前文ですが、構成はこれまでと同様に、1段落目では本事業の事業特性、2段落目では事業実施想定区域における地域の特性をそれぞれ整理し、3段落目では、本事業による環境影響を回避するため、次の総括的事項及び個別的事項に的確に対応することを求めています。

続いて、1の総括的事項です。

(1)では、従来と同様の流れで、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たって、基本的事項について記載しております。

(2)では、事業実施想定区域などの設定について、その検討過程の説明が不十分で分

かりにくいことを指摘し、方法書での改善について求めています。

(3) では、累積的影響評価を求めています。

(4) では、資料2-1でも触れさせていただきましたが、石狩市のゾーニング計画を踏まえ、市と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすることを求めています。

(5) は、関係市町、住民等との相互理解の促進、(6) は、図書の公表について記載しております。

なお、(5) に関係町村と書かれておりますが、石狩市と当別町が該当しますので、関係市町に修正させていただきます。申し訳ございません。

続きまして、2の個別的事項です。

個別的事項では、騒音及び風車の影、地形及び地質、動物、植物及び生態系、景観の5項目としております。

(1) の騒音及び風車の影については、本事業も近隣に住宅が存在することから、離隔などの措置により影響の回避、低減を求めています。

(2) の地形及び地質については、重要な地形が区域と重複しているため、可能な限り避けることなどにより回避、低減を求めています。

(3) の動物のアについては、重要種の生息状況や渡りの情報について述べた上で、それらに関して詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響を回避、低減することとしております。

イは、動物相について、生息地の改変を避けることなどにより影響を回避、低減することとしております。

(4) の植物及び生態系については、他事業と同様に、アでは、重要な自然環境のまよりの場が存在しているため、それらの範囲を避けること等、イでは、植物相についての確に把握し、重要な植物種の生育地の改変を避けること、ウでは、生態系について、生態系を特徴づける適切な種を選定した上で、生息・生育地の改変を避けること、これらのことにより影響の回避、低減を求めています。

最後に、(5) の景観のアは、眺望点について、ホームページや観光パンフレットによる選定に加え、関係機関等へのヒアリングなどにより、地元住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所など、ほかに追加すべき地点の検討を、また、景観資源について、歴史的、文化的な観点からの選定の検討を求めています。

イは、直接的な影響を受ける可能性がある景観資源、垂直見込み角が大きくなると予測される眺望点などについて述べ、景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

こちらからの説明については以上とさせていただきます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○高橋委員 これは、省令が変わって、超低周波音が外れてから初めての案件だと思います。

それで、一応、超低周波音について2次質問までさせていただいたという経緯、及び、関係市町である石狩市と当別町からも、騒音及び超低周波音ということで、超低周波音という言葉を使ってそのまま用語が上がってきているという流れを受けて、道の答申案の中にも超低周波音の言葉を載せる載せないもありますし、載せないにしても、超低周波音のことを言っているとうかがえるような文言を入れるべきではないのかなと思いました。

そこで、市町と同じように、騒音及び超低周波音という書き方はどうかと考えたのですが、超低周波音という項目はもうないですし、そういった書きぶりは若干難しいのかなと思っています。そこで、もし可能であれば、総括の(5)のところに、経産省から協会のほうに依頼されている文言がありますよね。その文言をうまく使って入れ込むことはできないのかなと思いました。

例えば、「努めること。」の後に、特に住民の不安や懸念のある環境要素、そこに超低周波音というものを例として出すか出さないか、いろいろと方法はあると思うのですが、それについては、環境アセスの項目として調査、予測及び評価することも含めとして。引き続き丁寧な説明に対応することとするのです。

これが経産省のほうの文言ですけれども、そういったようなことを入れるのはどうなのか、事務局で検討していただけないかなと思います。

要するに、超低周波音と読めそうなものを入れるのか入れないのかを含め、検討していただければということです。

○事務局(武田課長補佐) ご指摘をありがとうございます。

超低周波音については、国も参考項目から外していることから、ここで調査を行うことを明確に求めるのは難しいと思います。ただ、市町からの意見も含め、住民の不安に応えるような対応をしてほしいということは言えると思いますので、総括的事項のところにに入れる方向で文言を検討したいと思います。よろしいでしょうか。

○高橋委員 ぜひそうしていただきたいです。

先ほどの説明にもありましたように、今、石狩市関係では、こういったことに不安や懸念のある住民の方がいるのは事実ですし、これは道としても把握していることなので、やはり答申の中でちゃんと言うべきだと思います。

○事務局(武田課長補佐) 分かりました。

○山下会長 ほかにございませんか。

○押田委員 今ご指摘のあった(5)についてです。

文章の最後が「相互理解の促進に努めること。」となっており、「促進」がすごく強調

されている気がするのですが、促進というのは、とにかく早めることに努めることとなるので、何を強調したいのかをふと考えたときに、例えば、「十分な相互理解に努めること。」ぐらいのほうがむしろ表現としていいのかなという気がしました。細かい文言のところですが、いかがでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） ご指摘をありがとうございます。

この文言について、努めるべきは、促進ではなく、理解のほうに重きを置くことが本来だと思います。確かに、促進したらいいのではなく、十分な理解が重要と思われるので、また何か違う表現が思いつくかもしれませんが、ご指摘の方向で直すよう検討したいと思います。

○押田委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○山下会長 ほかにございせんか。

○玉田委員 石狩市のゾーニング計画について意見があります。

たたき台の総括的事項の（４）です。

後半のところ「市と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすること。」となっていますが、結果だけではなく、方法書ではその経過を明らかにするとともにみたいな言葉を入れていただいて、市とどういうやり取りをしたかをもうちょっと明示してくれるような言葉で方法書に反映してもらおうというのはどうでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） ご指摘をありがとうございます。

方法書において過程を明らかにすることについては、必ずしも求められておりませんが、その上で、総括的事項の（２）の中で、絞り込みの過程がより分かるようにしてくださいというふうに求めているところです。これに併せて、Q&Aでもどのように調整が行われているのかを必ず聞くので、方法書に石狩市との調整状況が十分書かれていなければ、Q&Aの中で把握するという形で、調整の経緯を整理するのがふさわしいと考えますが、いかがでしょうか。

○玉田委員 資料２－２のQ&Aの２－７の質問を見ますと、ゾーニング計画書について、都合のいい言葉だけを抜き出して書いているようにも思えますし、石狩市からの意見を見ると、やっぱり、ゾーニング計画書では、環境保全の見地から、ここには建てさせたくないといいますか、環境保全エリア、調整エリアAについての意見も出てきています。市と事業者のスタンスがかみ合っていない感じがしているので、この辺はもうちょっと深掘りしていかないと、市と事業者の間の溝が埋まっていけないのかなと思います。

今回の配慮書でも、２回の質問に対し、こういう回答で、今度のQ&Aの中でどこまで溝を埋められるのかなというのは気になります。

○事務局（武田課長補佐） 配慮書段階では、まだ具体的な配置計画まで決まっていないので、これ以上の突っ込んだ質問が難しいところもあります。

方法書では、基本的に風力発電機の配置を明らかにすることを求めており、そのときに、ゾーニングエリアの保全エリアに配置した場合はどのような考え方なのか、調整エリアで

はその調整エリアで求めている考えにふさわしい調整を行ったかなど、具体的な配置計画に基づいて事業者と石狩市の考え方の整合性を確認することができますので、方法書段階では、より踏み込んだやり取りが可能かなと考えております。

○玉田委員 分かりました。

○山下会長 ほかにいかがですか。

○澁谷委員 答申案の個別的事項の（４）のアでも、森林について少し言及されていますが、まず、この場所は、図書を見ると、割と森林が多い場所に見えます。

この場所に限ったことではないのですが、連続して森林があるところを伐開してしまうと、その影響が周囲に及んで、広葉樹が枯れるということも間々あることなので、「植生自然度の高いエゾイタヤミズナラ群落や保安林」のところはいいのですが、その後、例えば、「存在していること及び森林の伐採が周辺に影響を及ぼすおそれもあることなどから」というふうに入れていただくことはできないですか。

この搬入路は、当然、造らざるを得ないと思いますが、そういう可能性もあるので、伐開するような場所はとにかく最低限にさせていただきたいです。

また、地形的なことを見れば、ある程度予測はつくと思いますし、危険度の高いところはできれば避けてもらうように、何か一言入れていただければと思っています。

ただ、この案件に限ったことではなく、多分、森のあるところ全部に関わってくることでよね。

○事務局（武田課長補佐） ありがとうございます。

ご指摘の意見は、森林全般を前提に影響を考慮すべきだということかと思いますが、ここで環境影響が及ぶ対象としているのは、植生自然度の高い群落や保安林という例示があるように、重要な自然環境なのです。それ以外の一般的森林というのは、それ自体が生態系の重要な要素と言えそうですが、森林一般について言及するのは、ちょっと違和感があるかなと思うところです。

評価の対象としているのは、森林全般ではなく、あくまでも植生自然度の高い森林や保安林など、一般的に保全の対象とされているものを前提としているので、そういうものに対しての影響は、間接的影響も含めて、改変を最小にするということで議論をしていくこととなります。なので、ここに特に指定のない森林を入れるのは、ちょっとどうかなと思うところです。

○澁谷委員 ちょっと理解できないです。すいません。

○事務局（武田課長補佐） 言い方を変えます。

環境影響を及ぼす対象として検討すべきなのは、特に保全を図るべき重要な植生や法的規制のかかっているものと整理しているわけです。この段階では、まだどこにどのような影響を及ぼすか、具体的な改変の内容が分かっていないわけですが、具体的に、例えば、どういうふうに道路を造る、どういうふうに風力発電を設置する、それが重要な森林に直接的に影響を及ぼさなくても、風の通り道が変わるなどの間接的な影響を及ぼすというこ

とになれば、その時点で、間接的影響も含めて、指摘していくことができると思います。

ただ、ここは、あくまでも計画段階において重要な自然環境を区域に含めるか含めないか、含めるとしたらどういう対応をしていくかという議論なので、森林一般を念頭にしての指摘というのはなじまないかなと思っています。

今の私の説明で理解できますでしょうか。

○**澁谷委員** おっしゃっていることは理解できます。

ただ、環境影響評価について、重要、重要ではないというのは、どういう観点から言うのか分かりませんが、私は、行政的に重要なものだけが対象であるという考え方には賛同できません。

これ以上は抵抗しませんが、そういう考え方はどうなのですかね。

○**事務局（武田課長補佐）** 委員の指摘は、根本的なものとして非常に重要だと思います。

環境影響評価制度そのものについての議論になってしまいますが、ここでは、標準的な考え方といたしますか、どういう要素について、どういうものを検討しなさいという考え方があらかじめ整理されています。

一般論としては、例えば、植生自然度でいう9や10のレベルのものを重要な自然環境のまとまりの場として環境影響を論じることになっており、また、代償植生や人工林などは、重要な自然環境のまとまりの場としては直接的に指摘しないという整理をしていくことになっているところです。

○**山下会長** ほかにご意見はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○**山下会長** そうしましたら、玉田委員と澁谷委員からもご意見がありましたが、とりあえず、このたたき台においては、総括的事項の（5）の「関係町村」のところを「関係市町」に修正すること、また、高橋委員が指摘されました超低周波音については、（5）に住民の不安に適切に対応するといった文言を入れること、それから、押田委員が指摘されました相互理解の部分の表現について、修正を加えることとなります。

具体的には、委員と事務局との間で個別に調整していただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**山下会長** それでは、その他、最終的な文言修正等は、私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**山下会長** それでは、そのようにさせていただきます。

後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

議事（3）に移ります。

本日1回目の審議となる（仮称）宗谷岬風力発電事業更新計画環境影響評価準備書についてです。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告をお願い

します。

○事務局（橋場係長） 事務局の担当の橋場です。よろしくお願いします。

初めに、本事業につきましては、先週18日に現地調査を実施いたしまして、事業者から説明をいただき、オジロワシの営巣場所やニホンザリガニの確認地点、最寄りの施設などの調査を行ったところです。

参加していただいた委員の皆様につきましては、ご多忙の中をありがとうございました。

それでは、初めに、本事業に係る手続の経過について簡単にご説明します。

本事業は、平成17年に運転を開始しました稚内市のユーラス宗谷岬ウインドファームの建て替えを行うものとしまして、配慮書については平成30年度、方法書については令和元年度に当審議会でご審議をいただき、配慮書については昨年1月、方法書については今年2月に知事意見を発出しております。

これからご審議いただく準備書については、事業者による縦覧、公表は9月29日から10月28日まで実施され、当審議会への諮問は9月29日付でさせていただいたところです。

それでは、事業の概要を説明させていただきます。

本事業の図書は、2冊に分かれておりますが、まず、2分冊の1からご覧いただきたいと思えます。

初めに、通し番号で1ページをご覧ください。

事業者は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスです。

次に、3枚めくって、6ページをご覧ください。

設置予定の発電所の出力は5万7,000キロワット、単機出力4,000キロワットの風車を17基設置する計画としております。

右の7ページですが、対象事業実施区域の面積は1,404.7ヘクタールとなっております。

次に、2枚めくっていただき、10ページをご覧ください。

図の赤枠で示されているところが対象事業実施区域の位置で、赤点線は方法書段階の区域となっており、黄緑色の点線で囲まれた範囲が2か所ありますが、上のほうは既設の配管路を含めるように区域の範囲を修正しており、下のほうは、立地適性を踏まえ、区域から除外するなど、方法書段階から変更しています。また、西側の青枠内の4基は、既設風力発電機の撤去工事のみで、新設風力発電機の設置を検討しない範囲としています。

次に、46ページ、47ページをご覧ください。

工事期間中の関係車両の走行ルート及び風力発電機等の大型部品の輸送ルートについては、稚内港から国道238号線、道道889号線、稚内市道を経由し、既設のユーラス宗谷岬ウインドファームの管理用道路を使用する計画としています。

次に、3枚めくっていただき、53ページをご覧ください。

風車の外径については、図のとおり、ローター直径は130メートル、地上からの高さ

は159メートルと、既存のものより大きなものを計画されています。

次に、2枚めくっていただき、57ページをご覧ください。

図の右上の赤枠の本事業の区域及び周囲には、宗谷丘陵風力発電事業や増幌風力発電事業などの複数の事業が立地しており、鳥類等への累積的な影響が懸念されているところです。

次に、93ページをご覧ください。

こちらは重要な地形、地質の図となります。対象事業実施区域の大部分が日本の典型地形で示されている宗谷丘陵と重複しています。

次に、101ページをご覧ください。

対象事業実施区域の周囲に、動物の注目すべき生息地としまして、メグマ沼湿原や声間大沼などを含む鳥獣保護区のほか、KBAが存在しています。

次に、3枚めくっていただき、107ページをご覧ください。

107ページと次の108ページの下図は、宗谷地域におけるウミワシ類の動きを表したものになっており、対象事業実施区域を含む宗谷岬周辺において、ウミワシ類の移動が見られています。

次に、110ページをご覧ください。

EADASのセンシティブティマップによる注意喚起メッシュのレベルについてですが、区域を含むメッシュは、図のだいたい色のA2という高いものとなっております。

次に、2枚めくっていただき、115ページをご覧ください。

既設風力発電所における令和2年8月までのオジロワシの死骸確認状況結果をまとめたものになっております。10例の死骸が8基の風力発電機において確認されております。

次に、2枚めくっていただき、119ページをご覧ください。

対象事業実施区域につきましては、植生自然度9に該当するエゾマツートドマツ群集、トドマツーミズナラ群落、エゾイタヤーミズナラ群落が存在しています。

次に、142ページをご覧ください。

主要な眺望点、身近な眺望点の分布を示した図となりますが、対象事業実施区域の北側には宗谷公園や宗谷丘陵駐車帯など、南西市街地方向には大沼バードハウスやメグマ沼自然公園などの眺望点があります。

1枚めくっていただき、144ページをご覧ください。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場を示した図となります。対象事業実施区域内には、宗谷丘陵フットパスを含んでおります。

次に、167ページをご覧ください。

対象事業実施区域より最寄りの学校施設として、宗谷小学校が990メートルの距離に位置しています。

次に、2枚めくっていただき、170ページをご覧ください。

対象事業実施区域より最寄りの医療機関、福祉施設等のうち、市立稚内病院附属宗谷診

療所が約950メートルの距離に位置しています。

次に、1枚めくっていただき、172ページをご覧ください。

対象事業実施区域より最寄りの住居の配置の状況は、区域から離隔が410メートルの距離に位置しています。

ここからは、10章の環境影響評価の結果に移りたいと思います。

579ページをご覧ください。

施設の稼働に伴う騒音の予測結果については、表に記載のとおり、予測地点での現況値と風力発電機寄与値の合成値は、昼間で49デシベルから55デシベル、夜間で41デシベルから63デシベルと、全地点で指針値を下回ると予測されております。

次に、679ページをご覧ください。

こちらは、風車の影のかかる時間の予測結果について、風車の影が指針値を超える年間30時間以上となる可能性のある範囲に居住宅が1軒存在し、また、風車の影が日最大30分以上となる可能性のある範囲に居住宅が1軒存在すると予測されています。

そこから3枚めくっていただき、685ページに評価結果が記載されています。

こちらの中ほどを見ますと、実気象条件を考慮する場合に、風車の影が年間最大8時間以上かかる可能性がある範囲に居住宅が1軒あるが、対象宅は、段丘斜面が家屋まで迫っており、斜面には低木草本や高茎草本が繁茂しているため、これらが展葉する期間は一部遮蔽される可能性があることから視認されにくいと考えられ、実行可能な範囲で回避または低減が図られているものと評価しています。

次に、2分冊の2の図書を用意してください。

711ページをご覧ください。

現地調査での希少猛禽類の確認状況については、表に記載のとおり、区域及びその周辺では、2015年2016年とも、オジロワシ、オオワシが比較的多く確認されている状況です。

次に、736ページをご覧ください。

コウモリ目の現地調査では、バットディテクターによる調査で計9か所確認されましたが、高所録音によるコウモリ類調査では、エコロケーションコールは記録されなかったとのことです。

次に、883ページをご覧ください。

現地調査での希少猛禽類の営巣地の確認状況については、図に星印で記載のとおり、区域周辺でオジロワシの営巣が確認されているところです。

次に、951ページをご覧ください。

現地調査での確認状況の多いオジロワシ、オオワシの年間衝突回数の推定値については、オジロワシの春期で風力発電機17基の合計では0.06個体、オオワシの春季で合計0.115個体となっております。

次に、985ページをご覧ください。

現地調査での植物の重要な種の確認状況については、表に記載のとおり、対象事業実施区域及びその周囲において8種が確認されております。

その予測結果が1014ページと1015ページに記載されております。

改変による生育環境の減少、消失については、8種のうち、重要な7種は改変区域外で確認されていることや、残りの1種についても、1株消失するが、改変区域外の多くを残存することから、工事の実施による影響はないものと予測しております。

次に、1088ページをご覧ください。

ユーラス宗谷岬ウインドファームにおける視認性向上のための環境保全措置については、写真からも分かるように、ブレードの先端の赤色塗装や目玉マークを設置しております。

次に、1228ページをご覧ください。

景観の関係について、宗谷公園、宗谷集落からの眺望景観の現況写真と、フォトモンタージュによる供用時の景観の予測結果が示されております。

最後になりますが、1374ページと1375ページをご覧ください。

方法書段階からの変更点について、現地調査及び予測、評価の結果を踏まえて風力発電施設の配置等を検討し、必要に応じて、対象事業実施区域や基数の検討を含む事業計画の見直しを行うことで、重大な影響を回避、低減するとのことです。

事業概要の説明については、以上とさせていただきます。

ここからは1次質問とその事業者回答の説明に移ります。

資料の3-1をご覧ください。

初めに、6ページの番号9-10をご覧ください。

①で生活音、車両の走行及び波の音による影響により騒音レベルが大きい傾向にあるとのことですが、残留騒音の算定に当たり、一過性の音についてどのような検討が行われたのか尋ねました。これに対して、事業者からは、測定中は、騒音計による測定と同時にICレコーダーによる録音をし、除外音処理に当たっては、必要に応じて音声を再生して行っており、波形も踏まえて可聴特定できる一過性の音は全て除外しているとのことです。

また、②では、既設風力発電機による騒音の影響は極めて小さいとの考えにより、既設風力発電機の寄与率を除外していないが、適切に残留騒音を算定する必要があるのではないかと指摘しました。これに対して、事業者からは、最寄りの既設風力発電機まで直線で約0.9キロメートルであるために、影響を受けている可能性があるが、その寄与は試算でも最大30デシベル程度で、本地点の残留騒音より十分小さいことから、現況の既設風力発電機による騒音の影響は小さいと考えているとのことです。

次に、7ページの番号11-4をご覧ください。

対象宅は、段丘斜面が家屋まで迫っており、斜面には低木や高茎草本が繁茂しているため、これらが展葉する期間は一部遮蔽される可能性があることから視認されにくいと考えられるとありますので、①で、これは事業者による環境保全措置ではなく、その条件が、

稼働期間中、継続する保証がないことから、不適切な内容で、指針値に適合するよう風車配置を一部変更するなどの措置が必要ではないかと尋ねました。これに対して、事業者からは、本準備書では、環境保全措置としては扱っておらず、今後は、環境影響を可能な限り回避、低減するため、事業の実行可能な範囲での配置計画の見直しを検討し、それでもなお、環境影響が回避、低減できない場合は、対象宅へ丁寧に説明し、円滑な合意形成に努めていくとのことでした。

また、②で、実際にどの程度まで遮蔽効果が期待されるのか現地で確認を行ったのか、どの程度の影響低減が期待できるのか指摘しました。これに対して、事業者からは、段丘斜面が近接しており、さらに、繁茂する斜面の低木や高茎草本があるため、非積雪期は住居への遮蔽は十分に考えられるとのことでした。

次に、10ページの番号13-7を御覧ください。

対象事業実施区域内の新たに改変された土地及び既存施設を撤去した土地に、フランスギクやその他の外来植物が侵入定着するおそれがあることに対して、事業者の対応方針を尋ねました。これに対して、事業者からは、侵入防止策として、残土の場内処理、散水や車両のタイヤ洗浄等の実施のほか、適切な緑化により、その侵入定着の防止に努めるとのことでした。

次に、11ページの番号14-4をご覧ください。

目玉マークの有無でオジロワシ等の行動が変わった知見について尋ねました。これに対して、事業者からは、目玉マークをつけて以降、バードストライクは確認されていないことから、実効性の高い環境保全措置であると考えているとのことでした。

次に、12ページの番号14-10をご覧ください。

オジロワシのブレードへの接近接触について、新設風力発電機のブレード回転面積は、既設と比べ、4倍以上大きくなっており、ブレードへの接近影響は小さいものと予測できないのではないかと尋ねました。これに対して、事業者からは、当該ペアの行動圏も踏まえて、営巣地から餌場の間に新設があるかどうか、リスク図を基に、高利用域に高リスクメッシュに新設があるかどうかの観点も含めて、総合的にその影響予測を行っているとのことでした。

最後となりますが、14ページの番号19-4をご覧ください。

月1回以上の調査頻度では調査努力量が不十分ではないかと、事業者の見解を尋ねました。これに対して、事業者からは、調査頻度については、鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引きの調査方法案を参考に設定しているが、指摘を踏まえ、検討したいとのことでした。

以上で説明を終わらせていただきますが、委員の皆様には、この後、2次質問の依頼をさせていただきたいと思っております。お忙しいところ、期間が短くて恐縮ですが、1週間後の12月2日までに事務局へ送付していただきますようお願いいたします。

それでは、ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○高橋委員 騒音について2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、質問の5ページの9-8についてです。

要請限度を記載している理由を教えてくださいと書いているのは、ちょっと疑問なのですけれども、その回答では、要請限度の説明をされていて、何で書いてあるのかについての回答がないのですね。

これは、環境基準を見ればいいのですが、わざわざ要請限度を書いている意味は何なのかを確認していただきたいと思います。

もう一点、その後の予測等々については、平成29年の環境省の指針に従ってやっってもらっているところなのですが、指針では、要するに、季節ごとに年間4回の影響評価を基本にしてくださいということが書いてあります。

ただ、今回の評価については、春、夏、そして、秋と冬を一つにまとめてやっているわけですが、もしかしたら方法書のほうでやっているのかどうか分かりませんが、少なくとも、この準備書の中では、なぜ三つに分けてやったのか、秋と冬を一緒にした理由はどうしてなのかというのがいまいち読み取れないところがありますので、もし分かれば教えていただければと思います。

○事務局（橋場係長） 申し訳ありません。音声の調子が悪いようで、一つ目の質問をもう一度お願いできますか。

○高橋委員 全部ですか。

○事務局（橋場係長） 後半は分かりましたので、最初のほうをお願いします。

○高橋委員 最初は、資料3-1の5ページの9-8の騒音の質問事項に対して、ちゃんとした回答をいただきたいということが1点です。

もう1点は、騒音の調査、評価を春夏秋冬と3回行っているわけですが、マニュアルの基本は、春夏秋冬の4回だと思しますので、なぜ3回にしたのかという理由を教えてくださいということですが。

○事務局（武田課長補佐） ご質問は了解しました。

まず、9-8についてですが、質問の趣旨と事業者の回答がずれてしまっていますね。ここで聞きたいのは、事業者回答のような数値の根拠ではなく、なぜこの数値を持ち出したのかということなので、改めて確認します。

次に、後半の質問の秋と冬の調査を一緒にしていることについてです。

私も記憶が定かではないのですがすけれども、方法書で確認しているかもしれませんが、それを再度確認すると、そちらで確認していなければ、事業者がどのような考えでこのような調査を行ったかを改めて質問して、答えを得たいと思います。

○高橋委員 分かりました。

ちなみに、冊子の467ページに文献調査の風向・風速のデータが載っていますが、そ

れを見ると、特に、三つに分ける理由がいま一つよく分かりませんので、その辺の文献調査との兼ね合いもちゃんと確認していただけたらいいのかなと思います。

○事務局（橋場係長） 今、方法書のQ&Aがあったので、それを見ますと、騒音の現地調査を春と夏と秋・冬の3期にした理由について質問しています。

回答としては、工事工程のとおり、冬期間は休工のために実施しないとのことでした。

○高橋委員 すいません。聞こえないので、後で教えてください。

○事務局（橋場係長） 分かりました。

○山下会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 ついていけないところがあるのですが、オジロワシの関係について質問します。

オジロワシの衝突予測や実際の風車の配置計画を考えると、例えば、予測については、図書の1092ページに全体の予測のマップが出ており、その少し前の1087ページには、既存の風車のオジロワシの衝突実績が出ています。

1092ページの図を見ると、緑色に塗られている北側の予測が高いです。赤のほうがもっと高いのですが、割と高く出ているところへの風車の建て替え計画があって、南のほうの色が塗られていない地域、つまり、予測値としては低く、かつ、既存の風車としても衝突の実績がないところが随分とあります。ここにも建て替えの計画が幾つかありますが、こうして、既存の風車があるにもかかわらず、こちらへの配置が少ないような感じがします。

予測が高いところになぜこのように建てなければいけないのか、もう少し議論していかないといけないのかなと考えます。

Q&Aを見ると、一番最後の14ページの質問21-1の中で質問をしていただいているのですが、事業者からの回答では、事業者だけの判断ではなく、準備書の審査の中で専門家の意見を頂戴しつつ、配置計画の変更を検討すべきと考えましたということで、事業者のほうも変更する準備があって、多分、この審議会の審議の過程を大事にしたいというようにも読み取れます。

ですから、1092ページの予測の図とその少し前のページの実績のことを考えても、北側のほうに風車を建てるというのは、オジロワシの観点からすると非常にリスクが高い、かつ、1092ページの予測の図を見ると、真ん中辺りでは予測が少し低くなっているかもしれないけれども、周囲の状況を見ると、全体が緑色になっていますから、今回の現地調査の結果からの予測では低いという結果が出たかもしれないけれども、状況から考えると、北側では全体的にオジロワシがたくさん飛んでいて、衝突する可能性がかなりあるのではないかと考えられます。それに比べれば南側のほうがはるかにリスクは低いのではないかと考えられます。

そこで、なぜ北側に建てなければいけないのか、なぜ南側では駄目なのかということもQ&Aの中でもう少し突っ込んで質問してください。

○事務局（橋場係長） おっしゃるとおり、図面で明らかな状況でありますので、2次質問で事業者に質問していきたいと思っております。ありがとうございました。

○玉田委員 お願いします。

○山下会長 ほかにございませんか。

○奈良委員 図書の170ページから172ページについてです。

対象事業実施区域からの施設や住居までの距離というのがあるのですが、準備書になったら計画している新しい風車からの距離というのでも必要なのではないかなと思います。

例えば、170ページには、保育所から950メートル、172ページには、住宅から410メートルと書いてありまして、確かに対象事業実施区域からはそうなのですが、実際に建つ風車までの距離については、準備書の図書で明言されていなくてもいいのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） ご指摘をありがとうございます。

騒音や風車の影のシミュレーションは、実際に設置する予定の風車からの距離に基づいてやっているわけですが、ご指摘のとおり、実際の風車の予定場所からの距離というのが明確になっていないですね。

対象事業実施区域からの距離のほうが安全側とは言えるのですが……。

○奈良委員 確かに安全側ですけれども、準備書になったら、計画した場所からの距離というのを見せていただいたほうがいいのかなと思います。

○事務局（武田課長補佐） そのとおりですね。最短距離は何番の風車から何メートルとかですね。

景観のほうは一番近いところから何メートルとありますが、そこくらいしか具体的な距離が分からないので、整理するようにいたします。

○奈良委員 お願いします。

○山下会長 ほかにございませんか。

○押田委員 質問事項のところでも、コウモリの調査量についての問題をご指摘していただいているのですが、それに対する事業者回答があまり明確ではないような気がしています。分かる範囲で結構ですので、コウモリ類の調査をどの程度されているのかということをお教えいただくと助かるのですが、いかがでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 調査の回数や日数ということでしょうか。

○押田委員 そういったことで結構です。お願いします。

○事務局（武田課長補佐） ページ数でいいますと、2冊目の688ページにコウモリの調査期間がありますね。

○事務局（橋場係長） 調査の詳細といえますか、調査の努力量については、1冊目の413ページの表8. 2. 18の哺乳類という欄になりますが、ありますでしょうか。

○押田委員 書かれているのを確認いたしました。見ている限りだと、確かに少ないので、何回やれということも言えないのですが、調査努力量はもうちょっとあったほうがいいのか

かなという気がいたします。

○事務局（武田課長補佐） 事務局からもう少し補足させていただきます。

8ページの質問事項の12-2のところでは、調査ルートについて少し詳しく聞いています。7月と8月のそれぞれ2回回って、調査ルートは全部で4巡しているということですね。また、次の質問では、調査日の気象条件を聞いているところです。これが明らかになっているコウモリの調査努力量ですね。

これで十分かどうかということについては、事業者としてこれで十分な成果が得られたと考えているかを質問したらよろしいでしょうか、それとも、ほかの季節も追加調査をすべきであるという指摘になるでしょうか。

○押田委員 ほかの季節まではなくてもよろしいですが、十分であるかどうか、もう一度ご検討いただければと思います。

○事務局（武田課長補佐） 分かりました。事業者に対して、考え方をもう一度確認したいと思います。

ちなみに、フルスペクトラムでナセルに設置した調査については、8月から9月の2か月程度ということですが、連続してやっていますね。

○押田委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○山下会長 ほかにございませんか。

○白木委員 全体的に聞き取りづらくて、もしかすると一部かぶる質問になってしまうかもしれません。

19番の一連の事後調査に関わる部分についてです。

様々な質問に対して、多くは、取りあえず1年間の事後調査をやった、その結果を見て判断するとありますし、例えば、調査頻度や事後調査の延期、モニタリングをやるかやらないかということも、事後調査の結果、影響の程度が著しい場合にはそういったことをやるという回答をいただいていると思います。

そして、事業者が求める影響の程度自体も具体的ではないのですが、かなり大きく、何羽もぶつかっているような状況を想定しているのだろうなと思います。

ただ、事後調査の1年間、月1回で、調査員ではなく、保守点検員も含めて行うといった手法では、こういった影響が大きいという結果はほぼ出ないのではないかと思うのです。それは消失率が非常に大きいからで、1か月に1回やっただけではかなり見逃しが多くなりますし、雪が降ったら上に積もってしまうということもあるでしょう。

また、ブレードも大きくなりますので、ブレードの範囲を全部しっかり見ていかなければいけませんし、調査手法自体も相当考えなければいけないと思うのです。例えば、そこに崖があったら崖の下に落ちるとか、いろいろなことがあると思うのです。ですから、調査を1年間やっただけでは、ここに書かれているような影響の程度が著しいという回答自体、得られないと思うのですよ。

どう質問していいかは分からないのですが、その影響の程度をきっちり見て、それによ

って今後のことを判断するというのであれば、その調査方法というのは相当しっかりしていなければいけません。ここにも書かれていますが、まず一つは、調査頻度を増やすということですよ。月1回では少な過ぎます。どんなに補正をしても、ゼロはゼロなので、月2回でいいかどうかは分からないのですが、少なくとも月2回以上ですね。

あるいは、保守点検員ではなく、目が慣れている専門の調査員が行うことです。

それから、調査範囲ですね。手法についてはマニュアルがありますので、そういったものにのっとりやり方をするということです。

さらに、1年後に何か決めるのではなく、やはり、希少種が1個体落ちたら、その時点で、一度、専門家や有識者にきちんと相談するような体制が必要ではないかと思うのです。ここは、今までに少なくとも10個体見つかっているということは、もう何十個体も死んでいる可能性が高いので、そのぐらいのことは考えていただきたいなと思います。

○事務局（武田課長補佐） ご指摘をありがとうございます。

白木委員のご指摘の内容については、既に事務局からも1次質問をしているところですが、今ご指摘いただいた考え方に基づいて、改めて事後調査の進め方について確認し、事業者に対応を求めていきたいと思います。

特に、我々が考えているポイントとしては、この事業は、過去の記録があるわけですから、むしろ1年間の事後調査で著しい影響が出たら困るわけなので、過去の実績に基づいた事後調査計画になるように、事業者に対応していただくことが必要かなと思っていますところ。

そういうことから質問を重ね、この部分については、知事意見にも指摘として入れていくことになろうかと思っています。

○白木委員 一部聞こえないところもありましたが、大体分かりました。ありがとうございました。

○事務局（武田課長補佐） 委員の声は明瞭に入っているのですが、聞こえづらくて申し訳ありません。

○白木委員 ハウリングしてエコーがかかっているような感じです。

○事務局（武田課長補佐） 委員のご指摘はちゃんと聞き取れましたので、そのような趣旨を踏まえて、改めて質問を重ね、知事意見に反映させたいと思います。

○白木委員 よろしくお願いします。

○山下会長 ほかにご意見はありますか。

○秋元委員 専門外のことなのですが、11ページの14-6についてです。

ブレードに目玉マークをつけたり、先端部に赤い色を塗ったところ、ある程度の効果が見られたことに対し、事業者回答を見ますと、新設の機種に対しては、景観的な配慮から塗装はしない方向で計画していると書いてあります。

ただ、これはなかなか新しい試みなので、もし効果があるのであれば、私は続けたほうが良いと思うのですが、赤い色を塗ったことで住民から批判が出ているといったことがあ

るのかを聞いていただけないでしょうか。もうそうでなければ、これは続けたほうがよいと私は判断しています。

○事務局（武田課長補佐） ご指摘をありがとうございます。

住民から何か意見等があるかどうかについては、事業者に改めて確認した上で、効果が期待できるのならば、同じように実施すべきではないかということも質問に加えたいと思います。

○秋元委員 ありがとうございます。

○山下会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 そうしましたら、先ほど事務局から説明がありましたが、12月2日まで2次質問を募集するということですので、追加質問がある方は、事務局までご連絡ください。

それでは、これをもちまして、本日の議事は全て終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いします。

4. 閉 会

○事務局（武田課長補佐） 事務局です。

本日は、3件の議事についてご審議いただき、ありがとうございました。

次回の令和2年度第9回の環境影響評価審議会は、12月23日水曜日の13時30分から、北海道第2水産ビルの3階の3S会議室での開催を予定しております。

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症への対応状況も踏まえ、今回のようなオンライン開催となる可能性も十分考えられますので、その点をご承知おき願います。

開催方法については、決まり次第、改めて連絡を差し上げますが、12月23日について、確定とさせていただく考えであります。

それでは、事務局からは以上です。

○山下会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以 上